

ふじのくにNPO活動センター
平成29年度 ふじのくに東部NPO活動センター 運営業務受託者 募集要項
ふじのくに西部NPO活動センター

静岡県が、県内3ヵ所に設置する、多様な主体の協働やNPO活動の支援拠点の平成29年度の運営業務受託者を募集します。

1 静岡県総合計画後期アクションプラン（平成26年度～29年度）における位置付け

静岡県は、誰もが暮らしやすい社会の仕組みづくりを進め、県民の自立を支える社会環境の充実を図るため、多様な主体による協働の促進に取り組んでいます。

県民生活課協働推進班では、NPOの自立と活動の充実を促進し、県民、企業等の多様な主体による協働に支えられる豊かな地域づくりを目指し、NPOの活動基盤の強化や協働を推進する仕組みづくりに取り組んでいます。

計画最終年度（平成29年度）における目標

○NPO法人の年間事業費 240億円 ○認定・仮認定NPO法人数 40法人

2 ふじのくにNPO活動センター等の設置目的

「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」（平成28年度～32年度）に基づいた施策の三本柱を目的とし、ふじのくにNPO活動センター、ふじのくに東部NPO活動センター、ふじのくに西部NPO活動センター（以下、「ふじのくにNPO活動センター等」という。）を設置します。

【施策の三本柱】

- ①NPOの組織運営基盤の強化
- ②多様な主体のマッチングの促進
- ③協働への参加・支援のすそ野の拡大

【センターの役割】

- ①NPO、協働に関する情報センター機能
- ②協働の推進を中心とした中間支援人材の育成
- ③市町が設置する市民活動センター（以下、「市町センター」という。）空白地域におけるNPO活動の支援

3 受託者が行う主な業務の範囲

○ふじのくにNPO活動センター（所在地：静岡市。以下、「総合拠点」という。）

県内全域を対象とした中間支援人材の育成や情報の集約、発信を中心に行い、総合拠点として位置づけます。

○ふじのくに東部NPO活動センター（所在地：沼津市。以下、「東部拠点」という。）

市町センターの設置されていない伊豆地域においてNPO活動の支援を担います。

○ふじのくに西部NPO活動センター（所在地：浜松市。以下、「西部拠点」という。）

西部地域において、中間支援人材の育成や情報収集を行うとともに、平成30年度の総合拠点への統合に向け、市町・市町センターとの調整を行います。

ふじのくにNPO活動センター等における主な業務は次のとおりです。

役割	主な業務	総合拠点	東部拠点	西部拠点
情報センター機能	協働に関する情報の調査、収集	○	○	○
	協働に関する情報の集約と発信	○		
	NPO・社会貢献活動に関する啓発	○	○	○
	伊豆地域における中間支援のあり方の調査研究		○	
人材育成機能	市町センタースタッフ等中間支援業務従事者を対象とした研修の実施	○		○
市町補完機能	市町センター空白地域におけるNPO活動の支援	○	○	○
	認定等取得の推進	○	○	○
	NPO会計講座の実施	○	○	○
その他の業務	NPO法、上記業務に付随する相談業務等	○	○	○

※ 詳細は、別に掲載する各センターの「運營業務委託契約書（案）」及び「運營業務委託仕様書（案）」を確認し、具体的な事業を提案してください。提案内容をもとに受託候補者と協議した上で、運營業務委託仕様書を決定いたします。

表1 施設の概要

名称	ふじのくにNPO活動センター	ふじのくに東部NPO活動センター	ふじのくに西部NPO活動センター
所在地	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階	沼津市大手町1丁目1-3 沼津商連会館ビル3階	浜松市中区中央1丁目12-1 県浜松総合庁舎1階
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応スペース ・情報コーナー（NPOに関する資料・文献の閲覧等） ・受託者用事務スペース など 		
面積	188.87㎡	307.09㎡	205.55㎡

4 委託期間

委託期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間を予定しています。

5 委託契約及び委託料上限額

委託契約については、静岡県財務規則等の関係法令に基づき行います。県が支払う委託料については、原則として表2の金額を上限とします。但し、受託候補者選定後のヒアリングにより増減する場合があります。なお、この金額については、平成29年度静岡県一般会計予算の成立を条件とします。

表2 委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

名称	上限委託料（円）
ふじのくにNPO活動センター	15,200,000
ふじのくに東部NPO活動センター	9,200,000
ふじのくに西部NPO活動センター	10,200,000

6 受託者募集に関する事項

(1) スケジュール

ア 募集要項の公開

(ア) 公開期間：平成29年2月14日（火）から2月28日（火）まで

初日は午前10時から 最終日は午後5時まで

(イ) 公開方法：県ホームページ「ふじのくにNPO」

(<http://www.npo-fujinokuni.jp/>) からダウンロードしてください。

イ 説明会の開催

(ア) 日時：平成29年2月17日（金）午前10時30分から（1時間程度）

(イ) 会場：ふじのくにNPO活動センター（静岡市駿河区南町14-1水の森ビル2階）

応募団体は、原則として、参加してください。参加者は、前日17:00までに、参加申込書（様式1）を記入し、ファックス又は電子メールのいずれかで「13 問い合わせ及び応募書類提出先」に送付してください。なお、会場の都合により1団体2名までとします。

ウ 募集に関する質問

(ア) 受付期間

平成29年2月15日（水）午前8時30分から2月20日（月）午後5時まで

(イ) 送付方法

質問書（様式2）に記入の上、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、「13 問い合わせ及び応募書類提出先」へ受付期間内に送付してください。

※ 「イ 説明会」以外において、募集要項等の内容等に関する電話・口頭による質問は受け付けませんので、御了承ください。

(ウ) 回答日

平成29年2月22日（水）（予定）

(エ) 回答方法

県ホームページ「ふじのくにNPO」に掲載します。

エ 応募書類の受付

(ア) 受付期間

平成29年2月23日（木）から3月1日（水）までの平日（5日間）

各日午前8時30分から午後5時15分まで

(イ) 提出方法

「13 問い合わせ及び応募書類提出先」まで、持参により提出してください。

なお、提出した書類の差し替え、不足書類の追加は、(ア)の受付期間内に行ってください。

(2) 応募に関する事項

ア 応募資格（応募資格の確認基準日は、当該応募の日）

(ア) 非営利法人又は非営利法人のみを構成員とした連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(イ) 法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。

(ウ) 今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。

- (エ) 常勤職員の雇用実績があること。
- (オ) NPOの活動を支援する事業（以下、「中間支援事業」という。）を主体として活動していること。
- (カ) 労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。

※1 県内に事務所または事業所を有しない法人は、県内在住者を職員として雇用することを条件とします。

※2 コンソーシアムにあっては、構成員の一部が県内に事務所又は事業所を有することを条件とします。

イ コンソーシアムでの応募

コンソーシアムによる応募の場合は、次の事項に留意してください。

- (ア) コンソーシアムの代表となる法人を定めてください。
- (イ) 代表となる法人以外のものは、当該コンソーシアムの構成員として扱います。
- (ウ) 単独で応募した法人は、コンソーシアム応募の構成員となることはできません。また、複数のコンソーシアムにおいて同時に構成員となることもできません。
- (エ) 中間支援事業を主体として活動している法人以外にもコンソーシアムの構成員となることが可能ですが、コンソーシアムの代表となることはできません。
- (オ) コンソーシアムであっても、構成員となる法人ごとに、ア 応募資格に掲げる要件を確認します。（代表法人以外は、ア(オ)を除く。）
- (カ) 応募後の代表法人の変更及び構成員の変更（追加及び削減を含む。）は、原則として認めません。ただし、構成員の一部が(3)の欠格事項に該当することとなった場合等、特別な事情により県がやむを得ないと認め、委託事業の実施が可能であると判断した場合は、県が指示する申請書及び添付書類（以下、「申請書類」という。）の補正を受付期間内に行った場合に限り、変更することができます。

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人又は次のいずれかに該当する法人が構成員となっているコンソーシアムは、応募者となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ウ 法人税、法人県民税、法人事業税・地方法人特別税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- カ 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者
- キ 静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者選定部会（以下、「選定部会」という。）の委員と、法人運営において密接な関係のある者

(4) 応募手続

応募時には、次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本8部です。

なお、複数の活動センターに応募する場合は、応募する活動センターごとに、書類一式を提出してください。

ア 平成29年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者応募書（様式3）

イ 活動概要、事業計画等（様式4）

ウ 関係書類（コンソーシアム応募の場合は、構成員となる全ての法人のもの）

(ア) 法人の定款等これらに類する書類

(イ) 法人の登記事項証明書

(ロ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれに類する書類（直近3年分）

(エ) (3)ウに掲げる税目に係る直近3年間に滞納していないこと証明する納税証明書（管轄する税務署及び静岡県財務事務所平成29年2月14日以降に発行されたもの。法人県民税及び法人事業税において、静岡県外に主たる事務所のある法人については、主たる事務所のある都道府県及び静岡県（静岡県内に事業所がある場合）のもの。）

(オ) 法人の役員名簿

(カ) 欠格事項に該当しない旨の誓約書（様式5）

(キ) 中間支援事業を中心に活動していることを証する書類（様式6）

(ク) 本業務の実施が可能であることを証する書類（様式7）

エ コンソーシアム応募の場合は、上記書類に加え次の書類

(ア) コンソーシアムの構成員を記載した書類

(イ) コンソーシアム協定書の写し

(ロ) 委任状（様式8）

(エ) 本業務の実施が可能であることを証する書類（様式9）

(5) 留意事項

応募者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

ア 応募書類に虚偽又は不正があった場合

イ 応募書類受付期間内に所定の書類が整わなかった場合

ウ 応募書類提出後に事業計画書の内容を変更した場合

エ 一つの活動センターの応募について、複数の事業計画書を提出した場合

オ 応募者若しくは応募者の代理人その他の関係者が選定部会委員等に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、応募者を有利に、又は他者を不利にするよう働きかけた場合

カ その他不正な行為があったと県が認めた場合

キ 所定の様式以外での申請が行われた場合

(6) 応募書類の取扱い

ア 著作権

応募者から提出された応募書類の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、県は、ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定結果の公表に必要な場合及びその他県が必要と認める場合は、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、業務受託者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募者の応募書類の一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

応募書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

ウ 提出書類の使用言語

提出書類の作成にあたっては、日本語を使用してください。

エ 返却

原則として、応募書類は、返却しません。

オ 応募の辞退

応募書類を提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。

(7) 応募に当たっての費用負担

応募に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

7 選定に関する事項

(1) 選定部会による審査

選定部会は、応募者のプレゼンテーションに対し、質疑・ヒアリング等を実施し、応募書類の内容、ヒアリング等の結果により審査を行い、受託候補者を選定します。

開催時期 平成29年3月13日（月） 13：30～

開催場所 静岡県庁西館4階第二会議室（静岡市葵区追手町9-6）

※1 選定部会の委員は、別途、県ホームページ「ふじのくにNPO」において公表します。

※2 詳細は、別途、県ホームページ「ふじのくにNPO」にて公開する「平成29年度ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者選定要領」にてご確認ください。

(2) プレゼンテーション及び質疑・ヒアリングについて

プレゼンテーション及び質疑・ヒアリングは、公開で行います。

プレゼンテーションの開始予定時間は、3月7日（火）までに、申請書類に記載された電子メールアドレスあてに連絡するとともに、文書により通知します。

※1 プレゼンテーションでパワーポイント等使用する場合は、PDF形式により、3月9日（木）17：00までに提出してください。（提出期限後のデータ変更はできません。）提出された資料は、当日、選定部会委員用の資料とし、審査後は事務局にて回収、処分します。

※2 プレゼンテーション用に、Windows対応パソコン及びプロジェクターを用意します。Macパソコン等を使用する場合は、各自で必要となる変換ケーブルを持参してください。

※3 ※1以外に、当日配布資料がある場合は、15部持参してください。

(3) 評価項目

評価項目は別表1のとおりです。

なお、プレゼンテーションにあたっては、「様式4-1 2 受託業務に関する課題と目標」に記載された事項について、提案してください。（審査における配点項目になります。）

(4) 審査結果の通知及び公表

平成29年3月14日（火）を予定しています。選定部会の審査結果に基づき、受託候補

者を選定します。受託候補者の選定結果は、速やかに応募者に書面で通知するとともに県ホームページ「ふじのくにNPO」で公表します。

(5) 情報提供・情報公開について

各活動センターの運營業務受託者選考に係る情報提供については、別表2を参照してください。

なお、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、応募書類の内容が開示される場合があります。

8 契約に関する事項

県議会における関係予算の成立後、ふじのくにNPO活動センター等運營業務委託契約を締結します。

なお、契約の内容については、別添各活動センターの「運營業務委託契約書（案）」を参照してください。但し、受託候補者選定後のヒアリング及び関係法令の施行等により、内容が変更になる場合があります。

9 事業の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

各活動センターの運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。

(2) 業務の再委託

受託者は、第三者に対し、運營業務の全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡することはできません。

ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けたときは、この限りではありません。

(3) 事業報告と情報公開

月別事業報告書

毎月10日までに、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を県へ提出してください。

なお、活動状況について、県への提出とあわせてホームページで公開してください。

また、県に提出された報告書の内容については、必要に応じ県が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

(ア) 業務の実施状況

(イ) その他県が必要と認める事項

(4) NPO等からの意見聴取

受託者は、運營業務の実施に当たり、NPOや市町等の意見聴取を行うとともに、NPOの活動実態等を把握し、運營業務の改善に努めてください。

(5) 規程の整備等

受託者は、下記の帳簿類を作成し、常備してください。

ア 活動状況、運營業務の実施状況等を日ごとに記録した書類（業務日誌等）

イ 経理簿

ウ 証拠書類

エ その他知事が必要と認めるもの

(6) 経理区分の明確化

受託者は、業務の実施に当たって、当該業務以外に行っている事業がある場合、その

事業に関する経理と明確に区分してください。

(7) 個人情報の保護

受託者は、運營業務を実施に際し、特定個人情報（マイナンバー）を含む個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係法令、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、静岡県個人情報保護条例等を遵守してください。

(8) 障害者差別解消法における合理的配慮

講座等の運営に際し、配慮を求める意思の表明に対し、合理的配慮に努めてください。

10 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 受託者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、県に申し出なければなりません。

(2) 県は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。

ア 受託者が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと県が認めるとき。

イ 県がこの契約について不正の事実を発見したとき。

ウ 受託者が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 原状回復義務

受託者は、契約期間が満了し、又は契約書の解除等の規定により契約を解除された場合には、施設及び設備を原状に回復し、速やかに県に引き渡していただきます。ただし、原状を回復するに及ばないと県が認める場合は、この限りではありません。

11 業務の引継ぎについて

契約期間が終了したとき又は契約を解除されたときは、各活動センターの施設を契約期間開始前の状態に復して次期受託者又は県に円滑に引き継いでください。業務を引き継ぐ際は、県に必要なデータ等を提出してください。

12 その他

この要項に掲げる一切の業務委託については、当該業務にかかる平成29年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合には、その時点で契約を含む受託者選定業務一切を取りやめるものとします。

13 問い合わせ及び応募書類提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課協働推進班(県庁西館6階)

電話番号 : 054-221-3726

FAX番号 : 054-221-2642

電子メール : shohi@pref.shizuoka.lg.jp

(別表1)

ふじのくにNPO活動センター
 平成29年度 ふじのくに東部NPO活動センター 運營業務委託選定における評価項目
 ふじのくに西部NPO活動センター

評価項目	評定の着眼点	配点			評価				
		総合拠点	東部	西部	A	B	C	D	
団体概要	法人の活動ミッション等が、活動センター業務に適しているか。	4	4	4	4	3	2	1	
	応募目的が活動センターの運營業務に適しているか。	4	4	4	4	3	2	1	
	中間支援の活動実績が活動センターの運営方針に活かすことができる内容であるか。	4	4	4	4	3	2	1	
事業計画	特定の分野及び地域に特化した事業計画となっていないか。	4	4	4	4	3	2	1	
	効果的で効率的な事業計画であるか。	4	4	4	4	3	2	1	
	以下の事業について、効果的な創意工夫がなされているか。								
	情報	【総合拠点】 協働に関する専門講座について (テーマの設定と理由、開催方法、成果目標)	4	/	/	4	3	2	1
		【東部】 伊豆地域における中間支援の現状分析と今後のあり方について (仮説、調査方法、分析手法)	/	4	/	4	3	2	1
	人材育成	【総合拠点】 中間支援スタッフ研修 (提案テーマと理由、開催方法、成果目標)	4	/	/	4	3	2	1
		【総合拠点、西部】 市民活動センターと連携した企画内容 (提案可能な研修内容、開催方法、成果目標)	4	/	4	4	3	2	1
	市町の補完	【共通】 NPOの組織運営基盤の強化を目的としたセミナー (提案テーマと理由、開催方法、成果目標)	4	4	4	4	3	2	1
		【共通】 認定を目指す団体の掘り起こし (手法とその理由)	4	4	4	4	3	2	1
		その他の事項に関する創意工夫について、効果的な提案がなされているか。	4	4	4	4	3	2	1
	収支予算書が適切な配分となっているか。	4	4	4	4	3	2	1	
運営体制	事業計画を確実に運営できる体制となっているか。	4	4	4	4	3	2	1	
	広域的に機動性のある活動を展開することが可能であるか。	4	4	4	4	3	2	1	
総合	センター設置目的達成に資する提案であるか。	8	8	8	8	6	4	2	
計		64	56	56					
順位									

【評価レベル】 A：優れている(適している)、B：やや優れている、C：やや劣っている、D：劣っている(適していない)

(別表2)

平成29年度ふじのくにNPO活動センター等
運營業務受託者選考に係る情報提供について

	項目	公表時期
1	受託候補者の名称	選定結果の公表時
2	すべての応募者の名称	選定結果の公表時
3	応募者数	募集締切以降
4	審査項目	募集要項に記載
5	審査項目の配点	募集要項に記載
6	評価点数	選定結果の公表時
7	選定部会委員名	募集要項発表時
8	選定にあたっての委員からのコメント	選定結果の公表時

公表の方法は、原則として、県ホームページ「ふじのくにNPO」への掲載とする。